

(2005年7月改訂版)

誇りある職場づくりのために

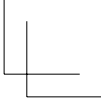
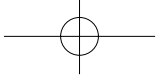
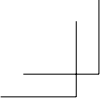
みんなで提案、みんなで改善



消防職員委員会の

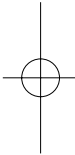
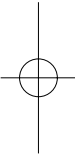
手 引 き

全国消防職員協議会（全消協）



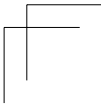
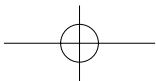
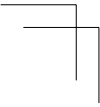
## はじめに

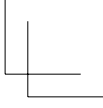
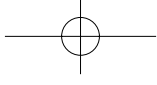
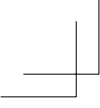
全国消防職員協議会（以下「全消協」）は結成以来、消防職員の団結権を求めて活動を展開しています。これは、労働者としての基本的な権利を確立する運動です。消防職員委員会（以下「職員委員会」）制度は団結権問題の現状にとどまらず、より積極的な当面の措置として創設されました。全消協はその組織を挙げてこの制度を有効活用するため、さまざまな取り組みを行い、また、総務省消防庁に対してその抱える問題点を提起してきました。こうした経緯を踏まえて、職員委員会制度は改正されています。



全消協は「団結権」を強く求めながら、改正された制度を有効活用して、職場の安全管理・職場環境改善をさらに進めていきます。制度改正を実効性あるものとするためには、それを活用する職員側の意見集約と、審議結果に対する関与が重要です。そこで、自主組織への結集が欠かせません。職員委員会の成果を組織拡大につなげ、発言力を高めることが、団結権獲得への重要な「鍵」となります。

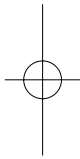
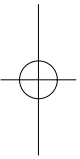
みなさんのご協力をお願いします。





## 改正の経緯

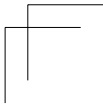
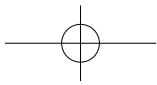
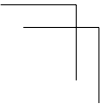
04年10月、自治労委員長（人見一夫）と総務大臣（麻生太郎）との消防職員の権利・勤務条件等に関する定期協議の場において、10年目を迎えようとする職員委員会制度について検証の必要があると認められ、「消防職員委員会制度を検証するための懇談会（消防職員委員会懇談会）」の設置が決定されました。

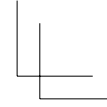
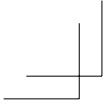
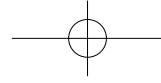


自治労と総務省公務員課・消防庁の間で5回にわたる協議が開催され、全消協と全消協加盟組織からのヒアリングも行われました。そして、05年5月9日、「消防職員委員会の組織及び運営の基準」の一部改正等について通知がされました。

その成果としては、①予算措置を勘案した開催時期、②審議結果の職員周知など職員委員会の公正性・透明性を向上させる事項、③再度意見を提出できること、④「意見取りまとめ者」の創設、などがあります。

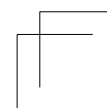
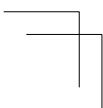
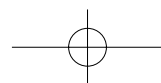
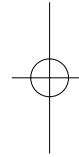
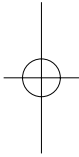
これらの改正により、私たちの意見をより反映することができるものになりました。

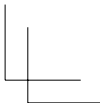
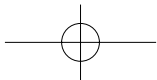





## 目 次

はじめに .....	1
改正の経緯 .....	2
1 消防職員委員会の位置づけ .....	4
2 改正「消防職員委員会」の概要 .....	5
3 職員委員会の流れと協議会の関与 .....	7
4 職員委員会の有効活用に向けて .....	8
5 職員委員会での審議対象事項 .....	16
6 関係労組への要請 .....	21

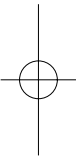




## 1 消防職員委員会の位置づけ

---

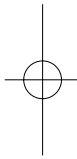
職員委員会制度は政労合意により発足した制度であり、全消協は団結権獲得問題に引き続き取り組むと同時に、職員委員会制度を有効活用することを目的としています。



職員委員会は、決定機関ではなく消防職場のさまざまな問題を審議し、消防長に意見を述べる機関であるため、職員委員会の審議結果が必ずしも実行されるものではありません。しかしながら、消防長に対して職員委員会の審議結果とそれに伴う処置を職員全員に周知する義務を負わせることにより、消防長がむやみに職員委員会の審議結果を反故にすることを防いでいます。

また、職員委員会制度は団結権を有する労働組合が行う団体交渉には含まれない管理運営事項も審議することができます。

私たち協議会会員は、職員委員会制度の性質をよく理解し、この制度に合った対応策を研究する必要があります。



## 2 改正「消防職員委員会」の概要

事 項	制 度 内 容
委員会の設置	すべての消防本部に設置。
委員会の構成	委員長と偶数の委員で構成。
委員長の選任	消防長の職に準じる職で、市町村規則に定める者から消防長が指名。
委員の選任	消防長が全職員のうちから所属単位に指名。ただし、半数の委員について所属単位に職員の推薦にもとづき指名。
推薦委員の選出	職員の話し合いで決める。
委員の定数	標準団体（人口10万人規模）で8人。 原則20人を超えない。
委員の任期	1年、再任は1回のみ。
審議の対象	職員の給与、勤務時間などの勤務条件、厚生福利、個人装備、設備、機械器具その他の施設に関する事。 ※1 一度提出され審議された意見についても再提出することができる。
意見の提出	原則として意見取りまとめ者を經由して提出。ただし、支障がある場合には直接提出することができる。
委員会の機能	提出された改善意見について審議し、消防長に意見を述べる。
委員会の責務	委員会での審議結果を消防職員全員に周知する。
委員会の議事	委員会の定足数は委員の2/3の出席。 議事は出席委員の過半数（可否同数の場合は委員長が裁決に加わる）。
消防長の責務	消防長は、委員会の趣旨を尊重して処置するよう努めるものとする。 ※2 処置結果を職員全員に周知する。

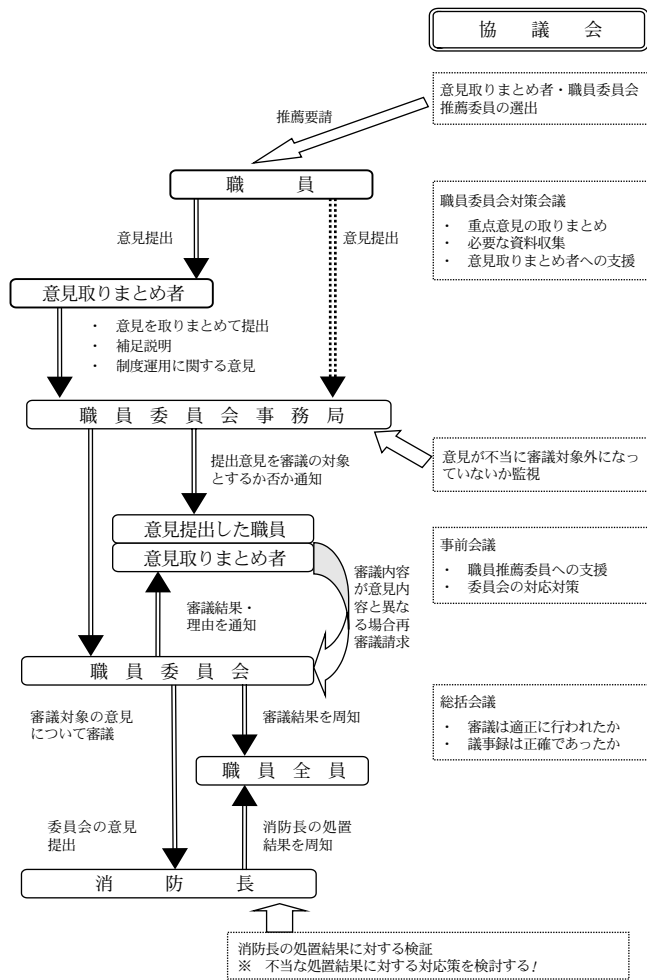
委員会の開催	年度ごとの前半に1回開催することを常例とする。 ※3 必要に応じ複数回開催することもできる。
意見取りまとめ者の選出	委員の職員推薦と同様に所属ごとの推薦に基づき消防長が指名する。
意見取りまとめ者の任期	任期は2年、再任は1回。
意見取りまとめ者の定数	標準団体（人口10万人規模）で4人。原則10人を超えない。
意見取りまとめ者の責務	① 消防職員から提出された意見を取りまとめ委員会に提出する。 ② 委員会に対して当該意見の補足説明をする。 ③ 委員会に対し運用について意見を述べるができる。

※1 たとえば「実施が適当」との審議結果がでた後実施されていないもの。

※2 消防長の処置結果の周知方法は、書面で周知するのが望ましい。

※3 意見取りまとめ者は必要に応じ職員委員会の開催要請ができる。

### 3 職員委員会の流れと協議会の関与







## 4 職員委員会の有効活用に向けて

---

### (1) 職員の意見集約を行うために

#### ① みんなで議論

職場の問題を職員同士で議論し、主張することによって民主的な職場の雰囲気醸成できます。

#### ② みんなで改善

職場点検などの活動や意見交換には、職員1人ひとりが積極的に参加することが重要です。それを集約するのが協議会です。

#### ③ 意見取りまとめ者・委員の役割は大きい

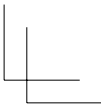
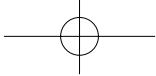
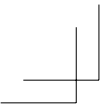
消防の仕事のみでなく、労働条件などに関する情報を収集、分析し、問題点を把握しなければなりません。日常的な活動を通して職場を観察する、記録を調べる、職員の訴え・意見を聞くことが大切です。

#### ④ 協議会会員は意見取りまとめ者・委員に

協議会の会員は職員の推薦を受けて意見取りまとめ者・委員になりましょう。また、会員は意見取りまとめ者・委員との緊密な連携を確立・強化しましょう。

#### ⑤ 対策会議の設置

協議会組織の中に、消防職員委員会対策会議など

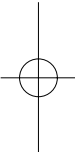


を常設し、日常の職場点検活動を実施して、問題点を把握し対策会議でよく検討します。

**⑥ 組合消防は連携と意思の統一を**

消防職員委員会は消防本部ごとに設けられるものであることから、複数の市町村で構成される組合消防の場合でも1つの委員会のみを設置となります。組合消防の場合、構成市町村間の消防職員同士の連携を強化し、あらかじめ意思の統一を図っておく必要があります。

**(2) 職員委員会への意見提出の方法と職員委員会開催までの準備**



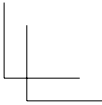
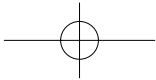
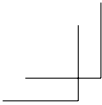
**① 意見と批判は違う**

問題点の指摘だけでは審議対象とされません。対策会議ではどういう問題をどのように改善するか、問題点の把握と解決策の提案が必要です。

**② 意見取りまとめ者の役割**

今回の改正では、職員委員会制度を活発に活用させるため新たに「意見取りまとめ者」が取り入れられました。その役割についてポイントを挙げると以下のとおりです。

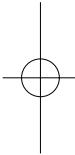
ア 職員の意見を集約し、問題によっては、消防本部ですぐに解決可能なもの、予算措置の必要なもの（首長と消防長の協議で中期的に解決できるもの）、長期的に解決していくべき課題などに分けて、意見を提出することが必要です。



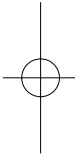
イ 提出意見が職員委員会事務局で、審議事項に該当するかどうか、職員委員会開催前に取捨選択されるおそれがあります。職員委員会事務局が審議対象外とできないような工夫が必要です。

ウ 職員から提出された意見の内容をよく把握し、原則として意見取りまとめ者名で意見提出します。

エ 「現行どおり」、「実施困難」と結論づけられるような提案とならないよう、提案の時期、意見の内容、改善実現の見通しなどをよく検討して意見提出・補足説明を行います。



オ 職員の意見をよく聞き職員委員会の制度運用（開催要請）について、積極的に職員委員会事務局に対して意見を述べるようにします。



カ 職員委員会の議事録を確認し、意見の趣旨に沿った審議が行われていないと判断したときは、職員委員会に対して再審議を要請します。

### ③ 事前会議を開く

ア 事前会議（協議会執行部・意見取りまとめ者・職員委員会委員が出席）を開き、職員委員会への提出意見と協議会として提出意見それぞれの審議結果目標を決定します。

イ 必要な事実（法的根拠も含めて）を調べます。

ウ 協議会として主張する重要な点についても意思統一します。

エ 事前会議では、誰が職員委員会でのリーダーを

受け持つか、推薦委員各自がいつ発言するか、誰が記録を取るかなどについて作戦を練ります。  
オ 職員委員会には、十分な準備をし、チームの結束を持って臨みます。



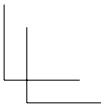
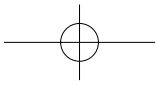
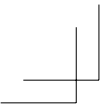
### (3) 職員委員会の運営について

#### ① 職員委員会は労働時間

職員委員会の開催は、労働時間内に行います。なお、意見取りまとめ者の意見集約等についても同一の扱いとします。(労働時間外に行う場合には、時間外勤務手当の支給対象となります。)

#### ② 経過報告

前年度の審議結果に対する消防長の処置を確認す

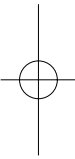


るため、前年度「実施が適当・要検討」とされたものについて職員委員会事務局にその経過報告を職員委員会開催前にさせることも職員委員会を有効に機能させることとなります。

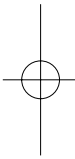
### ③ 職員委員会に向けた心構え

ア 協議会を代表する委員として、消防長指名委員と対等であることを自覚し、自信を持って問題を提起し、その解決に向けて取り組みます。

イ 提出意見の審議に際しては、事実に基づいて問題の存在を確認することから始め、次いで解決策について審議します。



ウ 職場での問題の所在とその事実に関する認識を推薦・指名双方の委員で共有することにより多数派形成をめざします。この問題意識の共有が得られれば、対策について審議を進め、問題解決策に関する合意を図っていくようにします。



エ 問題をはっきりと、簡潔に述べ、要求や主張を理解させるようにします。

オ 議論が核心（本筋）からそれないようにします。

カ 職員推薦委員がお互いに異なる意見を言い合うようなことは避けるようにします。

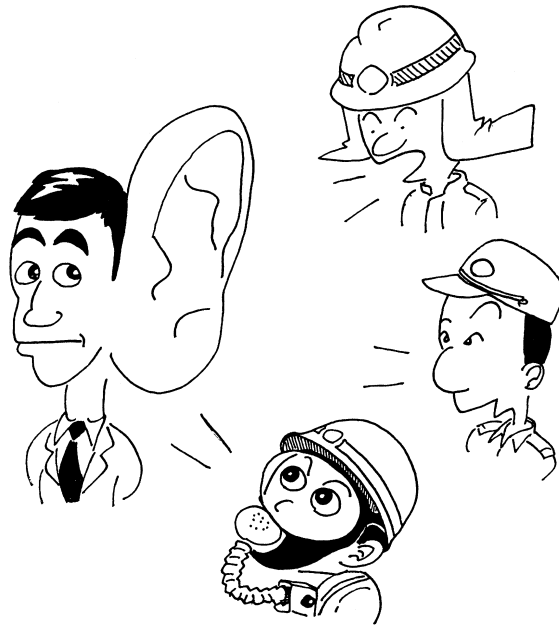
キ 自制心を持った怒りや感情を表すことは効果的ですが、自制心を失わないようにしましょう。

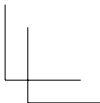
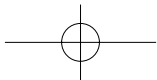

ク 指名委員の発言に注意深く耳を傾けることによって、新しい提案を行うことや弱点などを見抜

くことができます。

ケ 職員委員会の議事は、出席委員の過半数で決することになっているため、有益な結論が得られる確証はありません。指名委員を説得できるだけの知識が必要です。

コ 必ず職員推薦委員の誰かが会議の記録を取り職員委員会終了後、議事録をチェックするとともに、職員への報告を正確に行います。





## (4) 繰り返し実現を求めていく段階

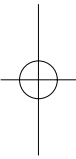
### ① 総括会議

委員会後に総括会議（協議会執行部・意見取りまとめ者・職員委員会委員が出席）を開きます。次の点について協議会会員や職員に事後報告をします。

ア どのような意見が提案され、審議結果としてどのような意見が「実施が適当」となったか、また、「実施が適当」とならなかった場合についてはその理由についても報告します。

イ 「実施が適当」とならなかった提案を実現するためにどう行動するか、協議会執行部と検討します。

ウ 「実施が適当」となった事項が実行されたかどうかを確認します。また、意図どおりに取り扱われているか監視します。



### ② 再審議の要請について

意見の趣旨に沿った審議がされていない場合、協議会として意見取りまとめ者を通じて委員会での再審議を要請します。

### ③ 繰り返し提案を

「実施が適当」とされたにもかかわらず実現されていない意見、「実施が適当」とならなかった意見については、次年度以降も繰り返し意見提出を行います。

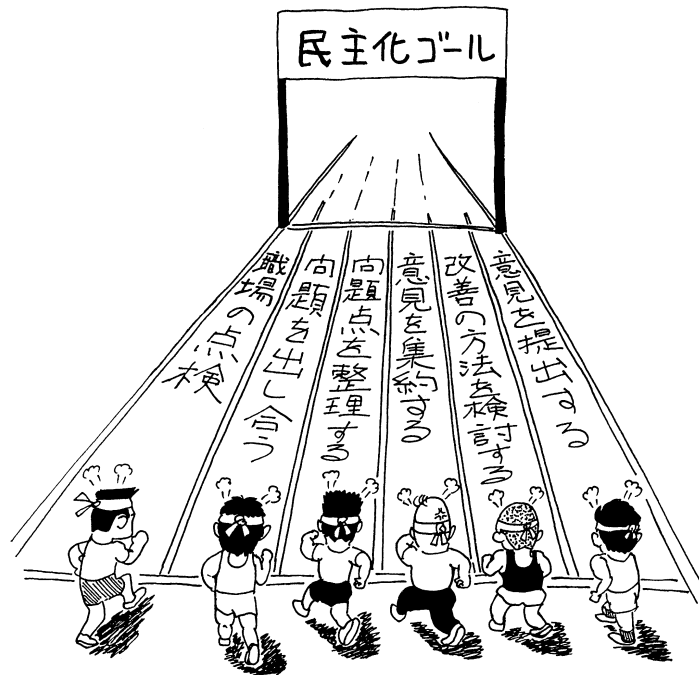
### ④ 改善決定事項の予算化を

消防職員委員会への改善提案、具体的な改善策の

決定、改善の実施というサイクルをつくり、消防長の処置状況をチェックするとともに、改善決定項目については必ず予算化させるという流れを定着させていく必要があります。

#### ⑤ 職員委員会は協議機関

職員委員会は職員から提出された意見を審議し、結論を得る機関であって、決定機関ではないため、「実施が適当」とされたことが必ずしも実現するわけではありません。そのため、自治体関係部局や議会への働きかけが重要です。



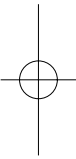




## 5 職員委員会での審議対象事項

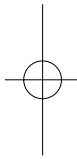
---

職員委員会に職員が意見を提出できる事項は、労使交渉では一般的に除外されることの多い管理運営事項についてまで、審議を求めることができます。管理運営事項とは、当局の責任と権限によって執行すべき事項で、地方公共団体の組織に関する事項、行政の企画、立案および執行に関する事項、職員定数およびその配置に関する事項などです。



誹謗・中傷以外は職員委員会の審議対象とすべきとの見解も総務省消防庁から示されています。

消防組織法14条の5第1項により、消防職員委員会では次の3項目が審議事項として挙げられています。



### (1) 消防職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

#### ① 給与・諸手当など

給与に関することには、基本給・諸手当・退職手当や、給与と連動することも含まれます。消防の場合、多くの職場で次のような問題があります。

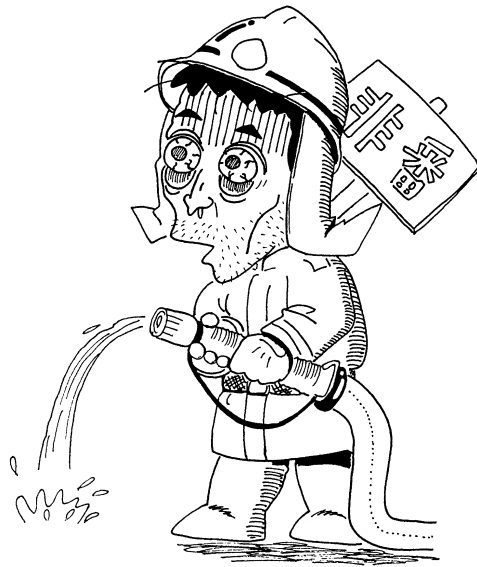
#### ② 勤務時間

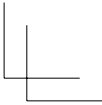
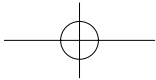
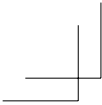
勤務時間に関することには、1日、1週間などの労働時間のほか、勤務ダイヤのあり方や休憩、休日、休暇も含まれます。消防の勤務時間は、拘束時

間と実労働時間の関係が問題になります。

### ③ その他の勤務条件

その他の勤務条件には、相当広い範囲のものが考えられます。昇任・昇格や配置転換、懲戒の基準などの人事関連事項、安全衛生・執務環境改善や災害補償に関することも含まれてきます。部隊の人数なども、安全確保や職員負担の軽減の意味から問題であり、その意味で職員定数も審議の対象になります。



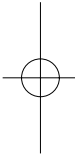


#### ④ 厚生福利

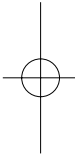
厚生福利に関することには、互助会、文化・体育事業、保険・健康事業や人間ドックなどいろんなことが考えられます。

#### (2) 消防職員の業務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

被服や装備品についても意見提出の対象です。被服や装備品は、消防活動を大きく左右するものであり、職員の安全を確保するためにも不可欠です。



#### (3) 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。



新しい資機材を導入時の事前検討や庁舎施設の充実なども審議対象に挙げることができます。

### 全消協加盟組織における改善事例

#### 1 消防職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

##### ●管理運営事項

- 次年度退職者数を考慮した前倒し採用
- 消防需要の増加による職員定数の増加
- 職員の居住区域制限の撤廃
- 救急隊の増設
- 聴覚障害者に対応するための手話講座の開催
- 昇任試験の廃止

- 各署に管理・警防課の設置

●**給与・諸手当など**

- 災害召集が解除された時点で公共交通機関での帰宅ができなくなった場合のタクシーチケットの支給
- 夜間勤務手当の支給
- 通勤手当の増額
- 全休憩時間中の災害出場は時間外勤務手当を支給

●**勤務時間**

- 3部制の導入
- 変形労働時間制の期間（1ヵ月以内）の遵守
- 年休取得時の理由欄記入の廃止
- 他行・旅行届の簡素化及び廃止

●**その他の勤務条件**

- 4週8休制の完全取得
- 災害情報のメール配信
- 仮眠室の個室化
- 女性用シャワールームと更衣室の設置
- インフルエンザ等の予防接種

●**厚生福利**

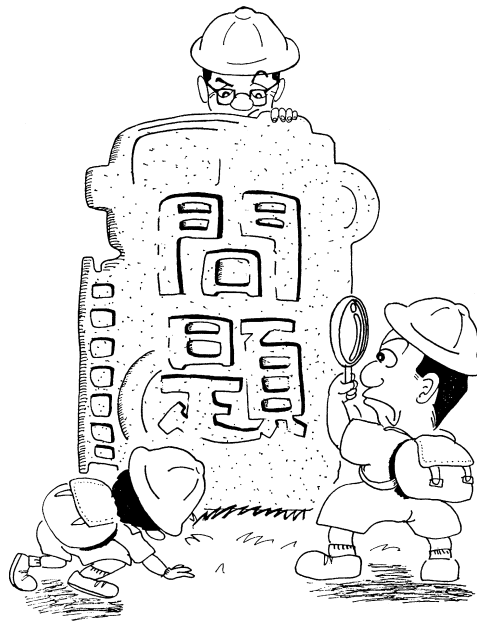
- 健康診断を職務免除で実施
- 健康増進に関する図書を購入
- スポーツインストラクターによる指導研修会の開催
- 専門医による健康相談（メンタルヘルス）

2 **消防職員の業務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。**

- 被服貸与方法の変更（ポイント制）
- 防寒衣の変更（ブルゾン型）
- セパレート型防火衣の導入
- 救急隊員用防弾・防刃ベストの導入
- 空気呼吸器面体のメガネ枠の配布

3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

- 救急消毒室の設置、設備の充実
- 車庫内の排気ガス排出装置の設置
- ウォシュレットの設置
- 地域事情を考慮した消防車両の導入（大型水槽車等）



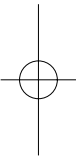


## 6 関係労組への要請

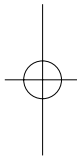
---

協議会がない消防本部では、「意見取りまとめ者」が職員委員会の活性化と職場改善を進めるためのキーポイントとなります。自治体の関係労組では、次のことを基本に職員委員会に対応するようお願いいたします。

### (1) 消防職員委員会の実効性を挙げるための支援

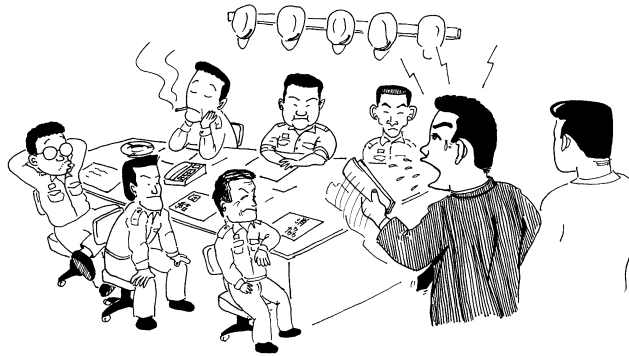


職員委員会は職員からの意見提出がなければ、意味がありません。意見も実現不可能なものばかりでは、職員委員会の実効性が上がりません。関係労組は、消防職員の声を引き出し、整理された意見が提出されるように支援してください。

- 
- ① 職場の問題を一番理解しているのは職員です。消防職場の問題点を出してもらうために、消防職員との交流会、懇談会を実施してください。交流会を開くことがオルグにもなります。
  - ② 出された問題点は、直ちに改善できるもの、予算が伴うため長期的に考えるべきものがあります。意見を分類・整理して実現できるよう協力してください。
  - ③ 職員委員会に提出する意見は具体的な解決策を含んでいなくてはなりません。実現可能な提案を職員が積極的に提起することで職員委員会の議論が活性

化します。そのためには、調査・研究活動が大切ですので協力してください。

- ④ 職員委員会への意見提出は意見取りまとめ者から行うよう薦めてください。意見提出に際しては、意見取りまとめ者と十分協議した上で意見提出するよう支援してください。



## (2) 意見取りまとめ者・推薦委員への支援

意見取りまとめ者・職員推薦委員の人たちとの信頼関係を築くことが職員委員会の活性化、ひいては自主組織づくりにおいても重要になります。

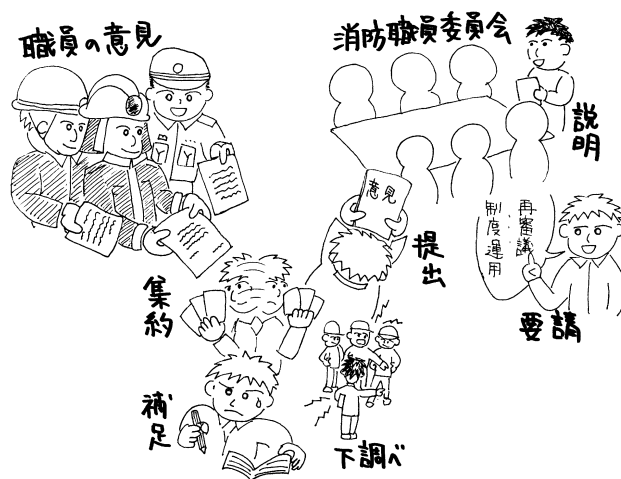
- ① 日常的な信頼関係を築くため、関係労組主催の懇談会等を開催し、意見取りまとめ者・職員推薦委員に出席を要請してください。
- ② 意見取りまとめ者・職員推薦委員も含めた意見提出会議を開催し、さらに職員委員会の開催前には、

事前会議を開いて、職員委員会が効果的に運用できるよう協力してください。

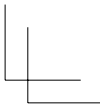
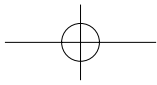
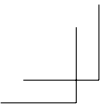
### (3) 職員委員会終了後の支援

審議結果で「実施が適当」とされた意見が必ずしも実現されるわけではありません。自治体当局の判断に委ねられることもあるため、関係労組のバックアップが必要です。

- ① 「実施が適当」との審議結果を得た意見の実現にむけ関係労組が、自治体当局に働きかけてください。
- ② 統一交渉時に、消防職員の賃金・労働条件についても交渉してください。
- ③ 施設の改善、装備・資器材の拡充等を、自治体への予算要求行動を通じて、後押ししてください。







## 消防職員委員会の手引き

---

### 発行日

●  
1997年1月10日 初 版  
1997年11月10日 第 2 版  
2005年7月29日 改訂1版

### 発 行

●  
全国消防職員協議会  
〒102-8464 東京都千代田区番町1 自治労会館内  
TEL. 03(3263)0271  
<http://www.jichiro.gr.jp/zensyokyo/index.html>

---

